

第3章 「総合行政としての人権行政」を目指して

1. 人権行政の確立に向けての基本的視点

(1) 人権尊重の視点に立った行政施策の推進

人権行政は、基本的人権の擁護を中心に生活環境の改善、社会福祉の充実、就労の安定、教育文化の向上、住民参加の促進などを内容とした市民生活に根ざした総合行政です。このため、個人の尊厳の確立を土台とした市民的権利と市民的自由の保障・確立を前提としてこそ、行政と市民とが共にめざすべき、まちづくりの方向や課題が明らかになります。

本市がめざす「人権尊重のまちづくり」とは、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力、可能性が発揮できるような共に生きる、共に支え合う社会づくりです。本市では、お互いの市民的権利と市民的自由を保障し、差別されず、差別せず、自由・平等な関係に支えられた地域社会やまちづくりを進めていくため、市民のニーズを的確に把握しながら、人権の視点がすべての施策に貫かれる行政運営を推進していきます。

(2) 行政総体で取り組む人権行政の構築

本市は、「人権尊重のまちづくり」を実現するため、行政の責務を明確にし、これまでも増して主体性を持って、地域の実態や課題を把握し、行政全体が一体的な意思のもとに総合的に人権施策に取り組めます。

総合的に人権行政を進めるにあたっては、縦割りの弊害をなくし強力な推進体制を再構築する必要があり、横断的な視点に立って、人権課題の解決に向け方策を検討するとともに、全庁的に連携して迅速・適切な対応を図っていきます。

(3) 市民との協働による人権施策の推進

総合行政としての人権行政の確立をしていくうえで最も大切なことは、市民が主役であるとの認識に立って、行政と市民がその責任と役割の分担を明確にし、対等のパートナーシップを確立していくことが重要です。

人権尊重のまちづくりは、市民の積極的な参加・参画なくしては実現できません。そのため、市は市民参画の場づくりと支援を図っていきます。

2. 今後の人権行政を確立するための具体的取り組み

(1) 総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進

本市が行う施策は、福祉をはじめ、教育、医療、都市計画、住宅や道路整備など多岐にわたっています。これらの施策は市民の基本的な人権の享有や豊かな社会生活を送るために欠くことができないものであり、これらすべての施策が人権に関わる施策であるといえます。このため、本市はすべての施策において人権尊重を基調とし、「人権尊重のまちづくり」を推進するため行政総体で取り組みます。

人権行政を推進するにあたり、市の各部署の仕事が何らかの市民的権利や市民的自由の確立・保障を目的として成り立っているという基本認識を前提として、あらゆる分野の連携による、総合的で実効性のある施策を実施するために、新たな市内部組織の設置や、既存の審議会あるいは委員会などの会議の見直しなど、更なる活性化を図っていきます。

そして、各人権課題はそれぞれが総合的に行政を進めていく必要があり、個別課題の企画・調整を総合的に担う事務局の整備と充実に向けて取り組んでいきます。

今後は、これらの組織が担う役割を明確にし、すべての部署においてさらなる相互の連携を図り、各部署が実施する事業に関係する人権課題を共有することで、あらゆる人権課題の解決に向けた取り組みを横断的、積極的、計画的に推進していきます。

【施策の方向性】

◆ 全庁的に取り組むための「人権施策推進本部(仮称)」の設置

新たな市内部組織として、市長を本部長とする「人権施策推進本部(仮称)」の設置を行い、総合行政としての推進体制の強化・充実を図り、人権施策の推進を図っていきます。

◆ 個別計画の見直し

各部署が事業計画の策定やその見直しを行う場合は、本指針の基本理念を尊重し、すべての施策が人権に関わるということを確認し、取り組みを進めていきます。

◆ 透明性・公平性・公正性の確保

市民から幅広く意見を聴取すること、市民に対して積極的な情報提供・情報公開に努めること、法令を遵守すること、そして施策が適切かどうかを検証することは市政の運営にあたって極めて重要なことから、人権行政では透明性・公平性・公

正性を確保していきます。

◆ 市民・関係機関・団体とのネットワークの構築

「人権尊重のまちづくり」を推進するため、国・県などの行政機関はもとより市民、企業・事業所、学校、市民活動団体など人権活動に取り組む関係諸団体との連携を図り、それぞれが担う役割を明確にし、協働して実効ある人権教育・啓発の積極的な取り組みを進めていきます。

◆ 人権相談機能の充実

人権侵害は未然の防止が最重要であり、行政としてはこれに全力を尽くします。また、複雑・多様化する人権侵害に対しては、迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていく相談窓口の機能充実・強化を図ります。

今後は、法務局や人権擁護委員など関係機関との連携を深めていくとともに、人権侵害救済に関する法律の早期制定に向けて働きかけを行っていきます。

(2) 人権尊重の地域コミュニティづくり（市民の力でひとづくり、まちづくり）

今後予想される、多種多様化する人権課題に関しては、これまでのように市主導による行政運営よりも、むしろ市民自らの力でひとづくり、まちづくりを進めていくことがより効果的です。

このことから、人権行政を推進するにあたって、市民の参加・参画、市民との協働は不可欠であり、「人権尊重のまちづくり」のために市民・当事者が政策形成の段階から参加・参画し提言できるような機会や場の提供に努めていきます。

本市では平成15年(2003年)から地域コミュニティ形成のために「市民が主役の協働のまちづくり」を推進しています。現在、行政区自治会と行政との新たな地域コミュニティの推進体制づくりとして、小学校校区を1つのエリアとして協力、連携を深めていくよう取り組んでいます。

この「校区自治(コミュニティ)協議会」の中で「自分たちの住んでいる地域は自分たちでつくる」考えのもと、防犯、防災、通学路の安全確保、高齢者の見守りなど地域が一体となった様々な自治会活動が今後さらに取り組まれていきます。

そこで、人権課題についても地域コミュニティ活動の一つに位置づけ、「高齢者や障害者などの社会的弱者や女性問題」、あるいは「いじめ・体罰など子どもへの差別」、また「情報通信技術の進展による人権・プライバシーの侵害」など、様々な人権問題が身近な課題として語られ、一人ひとりが自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、自らの行動が人権を守る社会をつくるという広がりさらに深ま

っていくことが大切です。

具体的には、校区自治協議会ごとの内部組織として「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」を立ち上げる働きかけを行っていくとともに、地域の方々の参加・参画のもと推進していく必要があります。

その際、行政区自治会で組織されている子ども会、婦人会などの団体も「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」の一員として活動に加わるのが大切です。

地域住民と市が協働して知恵や力をあわせて人権問題に取り組んでいくことが重要です。

【施策の方向性】

◆ 市民参加・参画の促進

校区自治協議会ごとの内部組織として「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」を立ち上げる働きかけを行い、地域住民の参加・参画のもと、人権教育・啓発の推進に取り組みます。

◆ 人権教育・啓発の推進リーダーの育成

「人権尊重のまちづくり」の実現に向けて、人権教育・啓発の推進リーダーの育成並びに研修の実施に取り組みます。

◆ 校区自治協議会への「人権尊重のまちづくり」活動への支援

校区自治協議会への講師派遣、啓発資料、機材の提供を行うとともに、地域の人権行事やイベントなどへの支援を行います。

(3) 人権意識に配慮した職員の育成

今後の人権行政の成否は、職員一人ひとりの意識と姿勢、行動によるところが大きいと言えます。人権尊重の視点から業務を遂行することを、職員に求められる基本的な資質と位置づけて、人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員の育成が必要不可欠です。

したがって、多様な研修プログラムの充実により、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って、行政施策を遂行できる意欲に溢れた職員を育成します。

また、職員のそれぞれの業務や職務のニーズにあった適切な研修を計画的に実施するとともに、職員自らも人権意識の向上を図っていきます。

【施策の方向性】

◆ 全職員を対象とした人権問題研修の推進

職員一人ひとりが、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立った業務を遂行するために、様々な人権問題に取り組み、幅広い人権意識を醸成するため、効果的な研修を推進していきます。

◆ 各職場における効果的な人権研修の取り組み

各職場の業務に関わる人権問題や実態に応じて、きめ細やかな人権問題研修を定期的実施するなど、さらなる研修内容の工夫や見直しを図り、人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員の育成に取り組みます。

◆ 人権問題に関わる外部研修への参加

各種人権問題の外部研修(県主催の研究集会、講演会、研修会など)に積極的に参加し、職員の人権問題に対する正しい理解と人権意識の高揚を図っていきます。